破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４８４号
福岡市博多区西月隈１丁目14番21―201号レオパレス21空港西
債務者　有吉諒祐こと　曺　　亨來
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８号
北海道茅部郡森町字森川町281番地の102
債務者　奥野　達夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９号
北海道茅部郡森町字森川町281番地の102
債務者　奥野　範子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
函館市東川町１番８―202号
債務者　佐藤　一之
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３５号
函館市美原３丁目49番11号
債務者　中西　紘大
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３６号
函館市美原３丁目49番11号
債務者　中西　郁美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３８号
函館市美原３丁目53番39号
債務者　三上　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉２丁目13番８―202号　松原ハイツⅢ
債務者　片山　美記（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２９号
山形県東置賜郡高畠町大字深沼1642番地の３深沼ハイツ102、申立時の住所山形県東置賜郡高畠町大字川沼369番地の１
債務者　濱田真由美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３９号
山形県米沢市広幡町成島1026番地の２
債務者　清水　可愛
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４１１号
千葉県四街道市大日235番地　チェリーハイツＡ棟203号
債務者　宮地　　智
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４１２号
千葉県四街道市大日235番地　チェリーハイツＡ棟203号
債務者　宮地　春美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８８号
千葉県成田市並木町137番地１
債務者　黒須　芳江
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９０号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井４丁目４番149
債務者　遠藤　勝子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９３号
千葉県印西市木下1704番地
債務者　伊東三千男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９９号
千葉県成田市吉岡1124―31　トラッド藤田Ｄ棟112号、外国人登録原票上の住所茨城県稲敷市中山1156番地
債務者　朝日向美和こと　ＡＳＡＨＩＮＡ　ＭＩＹＡ（旧姓越川カニッター）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１００号
千葉県四街道市美しが丘３丁目24番15号　ベルジェ202号
債務者　佐藤真木子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部